

平成29年第3回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第3日目）

本日の会議 平成29年9月13日
召集場所 長与町議会議場（第2委員会室）

出席委員

委員 長	西岡 克之	副委員長	饗庭 敦子
委員	安部 都	委員	安藤 克彦
委員	河野 龍二	委員	吉岡 清彦
委員	竹中 悟		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長 富永 正彦

説明のため出席した者

健康保険部長 中山 庄治
(健康保険課)

課長	志田 純子	課長補佐	中村 宰子
課長補佐	藤崎 隆行	係長	松田 祐貴

本日の委員会に付した案件

議案第 55号	平成29年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第 63号	平成28年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 56号	平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第 64号	平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

開会 9時44分

閉会 12時59分

○委員長（西岡克之委員）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会いたします。

平成29年第3回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第55号平成29年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

おはようございます。それでは、平成29年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。予算書の1ページをお開き下さい。今回の補正は歳入歳出それぞれ363万8,000円を追加しまして、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,407万3,000円とするものでございます。それでは詳細につきまして、長与町国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書により説明いたします。まず歳入ですが、6、7ページをお開き下さい。3款国庫支出金2項国庫補助金3目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金は、平成30年度からの国保都道府県化に係るシステム改修業務に対する補助金で32万4,000円を増額計上しております。次に6款県支出金2項県補助金1目財政調整交付金は、平成30年度から実施予定の健康ポイント事業が交付対象事業となりますので52万9,000円を増額計上しております。10款1項繰越金2目その他繰越金は、平成28年度決算に係る繰越金が確定しましたので278万5,000円を増額計上しております。

次に歳出ですが、10、11ページをお開き下さい。1款1項1目13節委託料、2款1項2目19節負担金、補助及び交付金、2款2項1目19節負担金、補助及び交付金は支出見込によるもので、それぞれ147万7,000円、473万3,000円、500万円を減額計上しております。8款1項1目11節需用費は歳入でも御説明いたしましたが、平成30年度から実施予定の健康ポイント事業に係る消耗品費で53万円を増額計上いたしております。11款諸支出金1項償還金及び還付加算金3項償還金は、平成28年度の療養給付費負担金及び特定健診審査国庫負担金及び県費負担金の額が確定しましたので2,499万1,000円を増額計上しております。11款諸支出金1項償還金及び還付加算金4項療養給付費交付金償還金は平成28年度の実績による退職者医療費に係る療養給付費交付金の額が確定しましたので245万8,000円を減額計上しております。12、13ページをお開き下さい。12款予備費は収支の調整のため821万5,000円を減額計上しております。以上が今回の補正予算の内容でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（西岡克之委員）

説明漏れはございませんね。今から質疑を行います。

本議案は歳入歳出同時に行いますので、同時に質疑をされて結構です。

質疑のある方はどうぞ。

安部委員。

○委員（安部都委員）

財政調整交付金の52万9,000円ですけども、これは健康ポイント制度事業というところで、もう少し詳しく内容的なものを教えていただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

このポイント制というのは健康づくりということを目的に、そして今まで健康に関心がなかった方を掘り起こすための事業になっております。対象を20歳以上としまして、まず歩いて健康づくりということで、歩くことによってポイントを貯める。そして各事業、私たちが実施してますウォーキング大会とか健康まつり、その他健康教育とか、その辺はもう少し今から考えていくところなんですけども、そういう事業に来てもらってポイントを貯める。そして測定会といまして毎月1回体組成の測定等を実施したいと思っております。それに参加してまたポイントを貯める。自分の健康活動に対してインセンティブを獲得してもらうという事業になります。獲得してもらったポイントに応じて、例えば町内の商品券であったりとか、そういうのに交換をしてもらうという事業です。ですからいつの間にか楽しくポイントを貯めてもらって健康になるというのを目的に実施したいと考えてます。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

楽しく歩いて、それが健康となりポイントも貯まって自分にも還ってくるというところでありますけれども、それがどのように、例えば何かカードか何か持って行ってポイントが1ポイントでいくらとなるのか。それは50ポイント貯まったら達成となるのか、そこら辺はどうなんでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

今のところ予定なんですけども、1ポイント1円というふうに換算して考えております。歩いて3,000ポイントとか、そういうふうな形になってくるかと思えます。ですから毎日歩こうじゃなくて累積して、この段階まで来たらポイント、この段階まで来たらポイント、みたいな形でいくと思えます。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

上限とか設定はあるんですか。このポイント以上になったらもう終わりですとか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

一応、上限は設けていきたいと思ってます。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑のある方。歳入歳出、両方で結構です。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

私が聞きたいのは、本会議の時の質問は一般会計の方で制度導入ということで聞いて、今度はこれで産業厚生部門でありますんで、ちょっと関連して。総務委員会で審査した時に、こういう資料を配ってるわけですけども、これを基にして我々も検討しているのか、これは総務委員会でやった物だから、我々はだめですよと言うのか、ちょっとそこんところを聞きたいと、また別に資料があるのか、まずはそれから。

○委員長（西岡克之委員）

中山健康保健部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

おはようございます。今、吉岡委員が持っておられるのは総務の委員会でお配りしたものです。この健康ポイントにつきましては、まだ最終段階に至っておりませんが、それは基本的な考え方をお示したもので、今回の補正につきましては、健康ポイントが歩くことを中心にしておりますので、一般会計の方にシステムの開発とかいって、国保の保険の方にはどちらかといえばPRの方を今回計上しております。それはいろいろ御意見をいただいて結構でございます。

○委員長（西岡克之委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

中村課長補佐。

○課長補佐（中村宰子君）

月曜日の総務の委員会の方で一度御説明をいたしました。その際に目的の方が御褒美を与えるというような表現があり、その文言はちょっと住民の皆さんに対して不適切ではないかという御指摘をいただき、目的の方の文言を変えております。こちらの健康ポイント制の目的は、歩くことなどの健康づくり活動で報償を獲得するシステムをつくることにより、健康無関心層の健康づくり活動習慣化の後押しをすることとしております。こちらの方、①②③④という形で進んでいきます。まず①健康ポイントに参加とい

うことで、こちらのポイント制の事業が3年計画としておりますが、まず初年度となります平成30年度は500人から800人規模の参加を見込んでおります。そして3年後は2,000人の住民の方が参加していただくということで計画をしております。初年度、年度明けましたら健康ポイント事業に参加申し込みをしていただき、その際に、歩数計をこちらから配布したいと思っております。歩数計は貸与ということで考えております。そして、まず参加前ということで体組成計といまして筋肉量とか脂肪量が分かるもので、まず計測をしていただきます。その後歩数計を付けて毎日歩いていただくことで体力の向上にもつながり、一番私たちが重要視しているところ、歩数計を付けて歩くことでのポイントというのが、ポイント付与の1つ目になってきます。そして、②対象イベントに参加というふうに進みます。ポイント付与の2番目に自治体等主催の各種イベントへの参加というふうに書いておりますが、具体例を申しますと、実際やっております長与町健康まつり、そしてヘルシーウォーキング大会などの健康づくりのイベントに参加することでポイントを付与いたします。そして3番目に定期的に体組成等の計測会というのを毎月1回、1回といいまして町内3か所か4か所ぐらいを回って測定会を実施したいと思っておりますので、そちらの方でポイントを付与いたします。そして4番目に、健康診断、特定健診、がん検診を想定しておりますが、受診をしたことでポイントを付与するというのが4番目のポイント付与になります。こちらで受診率の向上も図っていきたいと考えております。そして住民の皆さんにとっては、健康意識、知識の向上、そして自身の健康の見直しと、それから参加者同士でのコミュニティの形成などを狙っていきたいと考えております。③の方に進みます。日々の努力の登録ということで、実際にイベントに参加したり日々の努力ということで歩いたりしたことなどの成果をポイントとして付与いたします。そして参加者は測定会等でいつでも自分が何ポイントかなということを確認することができるようなシステムを考えております。住民の皆さんは溜まる喜びと、日々の努力がポイントとして見えるような仕組み作りをしております。④です。実際にポイントをどう使うかということで現在考えているのは地域商品券などとの交換を考えております。そして、自治体や福祉団体への寄附をすることもできる、その他、自治体独自の商品、現在考えてるのはミックングッズなんですけど、そういったものと交換できるように考えております。ちょっとこの御褒美という言葉も変えていきたいと思うんですが、そういったことで報酬を獲得するというだけでなく、自分が努力したことが地域の活性化にもつながるということを住民の皆さんにも伝えていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

説明が終わりました。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今3年計画ということではっきりと出たわけですけども、これがそれで終わってしま

うのか、今後もやっぱり町の事業として継続してずっとやるあれがあるのかが1点です。それと①のところに参加申し込みとしてますけども、その事業に対してですね。これはそこに行かんばいけないのか、役場でもらっていいのか、その歩数計か何か、いいのかどうか、あくまでもやっぱりその事業のところに行ってもらわなければならないとなるのか、それ2点目。それと自治体等と書いてますけれども、あるいは自治会なんかでやる、いろんなコミュニティでやる場合もありますよね。あるいはサロン等でいろんな健康づくりなんかをやってるわけですけども、そういうのも含めて対象となるのか、あくまでも町独自の分だけでやるというのか、3つ目。あと定期的な測定をやるということだけでも、それをどこで、役場でするのか、あるいは健康センターでするのか、あるいはまた地域に来てするのか。そういう点が私なりにこれを聞きながら、4点ですか質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（西岡克之委員）

部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

1点目の質問だけ私の方で答えさせていただきます。いつまでするかということですが、計画が3年、30、31、32で計画をしております。その後の展開につきましては、一度32年の早い時期に評価を行って、また、継続も含めて改善すべきところがあるか、そういうところを協議しながらやりたいと思います。できる限り4年目以降も継続をしようと考えておりますので、今のところはそういう答弁になると思います。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

中村課長補佐。

○課長補佐（中村幸子君）

それでは、御質問の2点目3点目4点目を御説明いたします。まず2点目、申し込みはどのようなふうになっているのかということですが、この事業が30年度5月から2月まで実施する予定になっておりますので、4月の1か月間を申込期間と設けまして、恐らく役場、あるいはちょっと足りなければ健康センター等を使って申し込みをしていきたいというふうに思っております。そして3点目の自治会等で実施している健康づくりをポイント付与メニューにできないかという点なんですけど、こちらの方はもちろん今後考えていきたいとは思っているのですが、何しろ平成30年度初年度で本当に初めての事業ということで、役場健康保険課の事業を中心にポイント付与メニューにさせていただいて、それから徐々に広がりを持っていきたいなというふうに考えております。そして4点目の測定会はどこで実施するのかという点ですが、まだ確定ではないのですが、現在考えているのが、町内で健康センター、そして町民体育館、中心部はまだ未定なのですが、できたら商店街の中で実施できないかというふうに考えております。それで、現在十八銀行のロビーを貸していただけるというお話はいただいている状況です。そし

て、あとはどうしても休みの日しか来れないような就業層のために役場の開庁日の方設けてまして、そちらでも測定会をしたいと考えております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

健康維持と医療費抑制の取り組みという形で、これまでも他の自治体でいろんな健康ポイントみたいなこと取り組んできた部分があって、そういう意味では長与町も取り組んでいただきたいというふうに思いますけども、2、3、ちょっとお伺いしたいのが、この体組成等の計測ではポイントは貯まらないんですか。いわゆる努力し、肥満型だったのが歩くことで正常な体組成になったということで、歩くことでポイントが付くものなのか、体組のいわゆる全体の診断で健康的になるとポイントが付くものなのか、そこが1つと、あと、これもどうかと思うんですけども、例えば、先程ちょっと出ましたけど、自治会としてそういうふうな取り組みをするということが、これはあくまでも個人がやって個人が商品券に変えるという形ですけど、例えば団体登録ができないものなのか、そうすることによって励まし合いながらやれるという部分が、その団体でポイントが貯まれば、なかなかシステム的には難しいかもしれませんが自治会に対していろんな御褒美という言葉を使わないということですけども、そういうふうなものに対応できるかどうか、そういうところの考えは無いか、ちょっとお伺いできればと思います。

○委員長（西岡克之委員）

中村課長補佐。

○課長補佐（中村幸子君）

それでは、体組成等の良くなったという成果でのポイントが付かないかという御質問がありましたが、現在考えているのが、ちょっと繰り返しになりますが、ポイント付与というのが4種類ありまして、まず第1が歩数、現在、何万歩にいつて何ポイントというふうに考えております。2点目が役場主催の健康づくりイベントへの参加ということになっております。3点目が定期的な体組成等の計測会に参加すること。4点目が健康診断の受診ということで4種類になっております。各自治体の方にこのポイント制を考える上でいろんな調査もいたしました。確かに体組成の内容が良くなっている。あるいは健康診断の結果が良くなったということで、ポイントを付与する自治体もいくつかありました。ただ何をもって改善と成すかというところは、いろんな取り決めというのが必要になりますし、800人、2,000人に対して、どれだけこちらの事務局の方が対応できるかということも、とても大きな問題になりますし、あと次に御質問いただいた団体登録ができないかというところにもなってくるんですけど、このシステムというのが各自治体の方を調査いたしましたら、アプリを使ったりというような所も実際ありました。そうなるとうしても予算規模が2,000万以上掛かってくるとうようなことで、こちらの方も担当者も現在2名でやっておりますし、本当に最低限のシステム

ということで、現在パソコン1台を使って、バーコードでそれぞれの会員カードみたいなものをバーコードで読み取って、そして、レジのレシートみたいなので、あなたは何ポイントですというのがジジーと出てくるような、本当に一番最低限のもので考えておりますので、今考えている部分としては、これが精いっぱいなのではないかなというふうに考えております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

他、ございませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

それでは歳出のところの10、11ページです。減額で補正が上がってきているんですけども、この件、ピンポイントじゃないんですけども、まず高額療養費の減額は昨年度も不用額は1,600万ほどあったので、多分、早目に落としてるのかなと理解できるんですが、28年度の国保会計は決算を見ても最終的に若干黒字経営でした。医療費の削減、1人当たり医療費も2万5,000円ぐらいですか、下がった状態で良い状態保ってたなど。今年度この29年度の状況、ここで減額が来ているので、良い状態のかなと想像がつくんですけども、ここで見えない部分もありますよね。ですので、現在の国保会計の29年度の状況、これから冬を迎えて若干まだ見えない部分はあると思うんですけども、現在のところまでの状況をお知らせ下さい。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

29年度医療費の状況としましては、28年度よりも若干増額をしてるような状況です。ただ医療費というのは非常に振れ幅が大きくて、それが29年度ずっと続くかというのちょっと分からない状態ですので、動向の方を今からよくしっかり見ていきたいと考えております。

○委員長（西岡克之委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

もう1件、直接関係無いんですけども、国保はいわゆる特定健診の受診率が重要だと思んですけども、現在の状況、お知らせ下さい。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

29年度の状況をまだ把握してない状況です。28年度につきましては10月が法定報告の最終期日なんですけども、その前の段階として45.4%になっております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

保険給付費のところでも似たような質問になるんですけど、2款1項2目の退職者費保険給付費ですけど補正の第1号で療養給付費を減額する、支出見込の中で減額するというふうに言われました。先程も課長の方から医療費というのは触れ幅が大きいという意味では、この時点で減額するのが妥当なのかどうなのか、そういう見込みができたというようなことでしょうか、そこがちょっと分かれば、減額できる環境が整ったというふうな、何か別の要素があったものなのかその辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

先程課長が話したとおり一般の被保険者における医療費については昨年度より若干上がっているような状況ではあるんですけども、今回補正で上げさせていただいている分が退職者の分になりまして、退職者については被保険者が減少しておりますので、この分についてはマイナスをしても恐らく大丈夫であろうということで今回補正を上げさせていただいております。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

今、同僚議員が質問をいたしました、その下の同じようなケースで高額療養費、これはまだ半年ぐらいあると思うんですが500万のマイナスというのは、こういったことで、ここで上げられてるのでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

高額療養費につきましては、こちらの方も若干去年よりはちょっと多目に推移はしてるんですけども、予算時の見込みと比べるとやはり少ないということで、今回補正を上げさせていただいております。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

少ないという予想というのは、例えば、人数がどのくらい、今年度は何人というのが、そういうふうな決定をされてるんですか。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

人数というのは把握してないんですけども額ですね、29年度の4月からの見込みで、恐らく予算に比べると少なく済むという見込みで今回補正を上げている次第です。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

先程のポイント制、私は褒美とかはやっぱあんまり重視したらいかんと思います。あくまでも自分の方に還ってくるのが褒美になるわけだからね。ティッシュ1枚ぐらいにしたらいいか分からんけど、そういうのを期待して参加させるとか、褒美というのは自分の方に還すのが本当の目的だから、それはいいですけども。あと収納の方で国民健康保険制度関係業務改善、このシステムの改良が30年度からということで32万4,000円、これがポイント制のことなのか、全然違うシステム改良なのか、ちょっとそこんとははっきり私が理解できなかったので内容についてお願いします。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

こちらにつきましては、ポイント制とは別のものになりまして、30年度からの国保改革に伴う補助金ということになっております。

○委員長（西岡克之委員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号平成29年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で40分まで休憩いたします。

（休憩 10時21分～10時35分）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

議案第63号平成28年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それでは平成28年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして説明いたします。決算書の説明に入る前に平成28年度の長与町国民健康保険世帯数などの状況について説明いたします。その前に資料の方を配付させていただきたいと思っております。

○委員長（西岡克之委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ委員会を再開します。

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それでは、引き続きまして説明の方をさせていただきます。平成28年3月から平成29年2月の平均世帯数は5,226世帯、平均被保険者数が8,717人となっております。前年度と比較して、世帯数で127世帯、被保険者数で200人減少しています。それでは決算書の説明に入らせていただきます。歳入につきましては、決算書の1ページから4ページでございます。1款国民健康保険税から11款諸収入までの収入済額合計は47億866万2,754円で前年度比3.2%減となっております。なお不納欠損額は783万3,688円、収入未済額は2億1,296万4,298円、これは主に国民健康保険税に係るもので、前年度より不納欠損額は667万656円の減、収入未済額は923万267円の減となっております。次に歳出につきましては、5ページから8ページでございます。1款総務費から13款前年度繰上充用金までの支出済額は47億572万6,207円で前年度比5.4%減となり、不用額は1億9,371万5,793円となっております。9ページをお開き下さい。歳入歳出差引額293万6,547円で、うち15万円を基金に繰入れております。それでは、歳入歳出ともに主な内容につきまして事項別明細書で説明いたします。

まず歳入につきましては、10、11ページをお開き下さい。1款国民健康保険税の収入済額は8億4,028万6,620円で前年度比7.1%、5,606万543円の増となっており、28年度に税率改定を行ったためです。3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金は6億6,952万1,093円で前年度比4.4%減となっており、療養給付費の減少により減額しております。これは国の32%の定額負担分となります。2目高額医療費共同事業負担金は2,023万710円で、レセプト1件当たり80万円を超える医療費への拠出金に対して国が4分の1を負担するものです。3目特定健康診査等負担金は658万4,000円で特定健診と保健指導に係る国の負担金です。基準となる費用額の3分の1が補助されるものです。2項国庫補助金1目財政調整交付金3億722万円は、市町村間の財政力の不均等を調整するために交付される普通調整交付金1億8,753万2,000円と特別な事情により交付される特別調整交付

金1億1,968万8,000円の合計額となっています。同じく3目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金274万9,000円は平成30年度からの国保都道府県化に伴うシステム改修に対する補助金です。4款療養給付費交付金9,786万1,823円は退職者医療に係る交付金で前年度比36.4%、5,595万5,177円減額しています。これは退職被保険者数の減少に伴い医療費も減少しているためです。5款前期高齢者交付金は65歳から74歳の前期高齢者に係る医療に対する交付金で、平成26年度精算額と平成28年度の概算額の合計額で12億9,444万5,827円となっており、歳入全体の27.5%を占めています。前年度と比べ2,376万384円の増となっております。14、15ページをお開き下さい。6款県支出金1項県負担金1目高額医療費共同事業負担金、2目特定健康診査等負担金は、3款国庫支出金同様、県が負担する費目を計上しております。2項県補助金1目財政調整交付金1億9,504万2,000円は前年度より2,182万9,000円増額しています。共同事業において歳出が歳入を超過したことによる補助金の増額等によります。7款共同事業交付金1項共同事業費1目高額医療費共同事業交付金7,863万3,348円は、レセプト1件当たり80万円を超える医療費を対象に国保連合会から交付されます。前年比34.4%、4,130万2,775万円減額しています。2目保険財政共同安定化事業交付金9億2,140万61円は、1件当たり80万円以下の全てのレセプトを対象に国保連合会から交付されます。前年度比6.1%、5,954万7,717円減額しています。次に16、17ページをお開き下さい。9款繰入金1項1目一般会計繰入金2億1,821万3,877円は、一般会計から繰り入れた国保特別会計の補助金等でそれぞれの繰入基準等に基づき算出された分の合計額です。前年度比4.9%、1,027万7,087円を増額しています。1番下段のその他繰入金につきましては、乳幼児の福祉医療の現物給付による国の補助金等の減額措置分を一般会計から補填してもらっているものです。この繰り入れについては県も認めているものです。10款繰越金、前年度からの繰越額はありませぬ。11款諸収入は、保険税の延滞金、預金利子、第三者納付金、国保の資格喪失後の受診に掛かる返納金等による収入となっております。18、19ページをお開き下さい。3項雑入1目一般被保険者第三者納付金1,446万2,927円は、第三者の不法行為によって生じた医療費等について賠償してもらったものです。

次に歳出の主なものを説明いたします。20、21ページをお開き下さい。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節委託料ですが、レセプト点検委託料が前年度より210万5,638円減額しています。これは委託先を変更したことによるものです。同じく第三者行為損害賠償事務委託料は、歳入で説明いたしました第三者納付金に対する委託料で83万3,143円増額しています。これは国保連合会に委託している事業で、損害賠償金決定額の6%が委託料になるためです。2目連合会負担金192万1,600円は前年度より93万1,800円と大幅に増額しています。これは事務費負担金の単価が倍増したためです。2項徴税费1目賦課徴収費1節報酬721万4,659

円は前年度より 8 1 万 5, 5 9 1 円減額しています。これは徴収一元化になり、今まで徴収嘱託員がやっていた業務を職員及び専門員で行うようになったため、依頼数は減少し減額につながっております。次に 2 2、2 3 ページをお開き下さい。2 項徴収費 1 目賦課徴収費 1 3 節委託料 1 4 3 万 1, 2 7 0 円は、滞納整理システム改修業務委託料で総額 7 4 7 万 9, 5 4 0 円を情報管理課と案分しております。2 款保険給付費 1 項療養諸費 2 4 億 9, 3 6 8 万 2, 5 8 6 円は前年度比 9%、2 億 4, 7 1 2 万 4, 1 5 6 円減額しています。これは高額薬剤の薬価の引き下げや生活習慣病に係る医療費の減少等があります。次に 2 4、2 5 ページをお開き下さい。2 項高額療養費 2 億 9, 8 4 0 万 5, 9 2 7 円は前年度比 1 2. 7%、4, 3 4 6 万 1, 4 4 2 円減額しています。これは療養諸費と同様の理由によるものです。4 項出産育児一時金につきましては 3 0 件分、5 項葬祭諸費につきましては 4 2 名分となっております。次に 2 6、2 7 ページをお開き下さい。3 款後期高齢者支援金につきましては、平成 2 6 年度精算分と平成 2 8 年度の概算分の合計で前年度より 1, 1 4 1 万 3, 8 6 1 円の減額となっております。これは後期高齢者医療の 4 割を負担するものですので、後期高齢者医療の医療費が減額すれば支出額が小さくなるものです。次に 2 8、2 9 ページをお開き下さい。6 款介護納付金は前年度と比べ 4 4 3 万 8, 5 0 1 円減少していますが、2 6 年度分の精算分と 4 0 歳から 6 4 歳の 2 号被保険者数が減少したことが要因となっております。7 款共同事業拠出金につきましては、県内国保被保険者の被保険者数割と過去 3 年分の対象医療費割により決定されるものですが、前年度より 1, 9 7 1 万 6, 0 3 8 円減額しています。これは長崎県全体の医療費が減少しているためです。8 款保健事業費 1 項 1 目特定健康診査等事業費 1 3 節委託料につきましては特定健診受診者 2, 8 5 5 名分の支払いを行っております。なお平成 2 8 年度の実績は人間ドックで事業所健診の結果などの持ち込み分も含め、全体で 3, 1 5 2 人の方が受診されています。このうち受診率の算定対象となる方は 2 9 年 5 月末のデータですが、対象者が 6, 2 7 5 人うち受診者が 2, 8 4 8 人、受診率が 4 5. 4%となっております。3 0、3 1 ページをお開き下さい。同じく 2 項 2 目 1 節報酬 2, 1 0 6 万円は、平成 2 8 年度より重症化予防指導員を雇い、糖尿病の悪化から慢性腎不全そして透析に進まないよう、健診結果やレセプトの結果から基準に達した方を対象に家庭訪問を行い食生活を中心に生活改善を支援しています。2 項保健事業費 2 目疾病予防費 8 節報償費は、健康相談、健康教育、機能訓練等の講師謝礼や国保の被保険者で重複多受診などが疑われる被保険者への訪問指導を行う看護師等の謝礼などを計上しております。1 3 節委託料は、人間ドック 9 0 名、脳ドック 6 4 名の方が受診されております。1 8 節備品購入費 9 万 4, 3 9 2 円は、特定健診、訪問勧奨、受診重症化予防事業、パート職員ノートパソコン用ソフト 3 万 2, 1 8 4 円、健康センター用シュレッター 6 万 2, 2 0 8 円の合計額です。1 9 節負担金、補助及び交付金、はり、きゅう補助金 2 7 2 万 2, 5 0 0 円は、国保加入者及び社会保険加入者を対象に補助を行っております。3 2、3 3 ページをお開き下さい。1 1 款諸支出金 1 項償還金及び還付加

算金3目償還金115万1,000円は、特定健康診査に係る27年度分の国、県への返還金です。4目療養給付費交付金償還金は27年度分の療養給付費が高額だったため返還金は生じませんでした。34、35ページをお開き下さい。13款前年度繰上充用金1億666万9,299円は、平成27年度の国保特別会計において赤字が発生しましたので繰上充用を行いました。36ページをお開き下さい。実質収支に関する調書といたしまして、歳入歳出差引及び実質収支額は293万6,000円となりましたので、地方自治法第233条の2の規定により基金へ15万円繰り入れをし、278万6,547円を平成29年度へ繰り越します。次に37ページをお開き下さい。財産に関する調書といたしまして平成27年度末現在の基金の残高はありません。

続きまして主要な施策の成果に関する報告書です。2ページ上段に決算状況を表記しております。また、歳入歳出ともに平成28年度予算額と決算額の執行率及び平成27年度決算との比率を記載しております。次に、歳入につきましては、款ごとに予算額、決算額、収入率、構成比、前年度決算額、対前年度比増減率を千円及び%単位で表記し、次ページの歳出につきましては、款ごとに予算額、決算額、執行率、構成比、前年度決算額、対前年度比増減率を千円及び%単位で表記しております。4ページから7ページは保険給付費の状況を記載しております。4ページは一般被保険者の療養給付費です。医療費のうち7割から8割の保険者が負担する分になります。28年度は1人当たりの給付費が1万5,420円減少しております。8ページは退職被保険者分となります。決算額、件数1人当たりの給付費、共に減少しております。6、7ページは自己負担額が一定額を超えた分を保険者が負担する高額療養費となっております。これも療養給付費と同様、一般も減少し退職も減少しております。8ページは特定健診特定保健指導の状況です。28年度分は5月末の県への報告値を記載しております。確定値が出るのは10月ですが目標値の50%には届かない模様です。9ページは各種保健事業について記載をしております。以上で平成28年度長与町国民健康保険特別会計決算の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（西岡克之委員）

説明が終わりましたので、ただいまより質疑を行います。

質疑は、歳入全般、歳出全般について行います。まず歳入の方から行います。

質疑のある方はどうぞ。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

10、11の国民健康保険税のところでお尋ねしたいんですけども、今回保険税が変わって28年度から上がった分がありますよね。その分で見込んでたのが幾らか教えていただきたいのと、それに沿った形になったのか、ということが分かるかどうか教えて下さい。

○委員長（西岡克之委員）

しばらく休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

28年度の税を上げることによって、見込みは約6,000万増額するだろうということで組んでおりました。実際の決算は5,600万ということで見込みより若干低かったという状況です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

見込みより少なかったってことなんですけれども、上げたことによって払えない方が増えたのかどうかというのは、どこを見たら分かるのか教えて下さい。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

収納率を見ていただければと思います。収納率に関しては平成28年度の方が若干上回っております。先程お配りしました資料の1ページを見ていただければと思います。前年度の収入が94.50%です。それに対して28年度の方は94.87%ということになっております。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑のある方。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

いただいた資料で数字の確認といたしますか、どういうふうに見ればいいのか、まず教えていただきたいのは2枚目です。所得階層別人数、国保資格取得歴がある人ということで、平均被保険者数の8,717人に対して判明した人が1万816人という、この差は何なのか教えていただきたい。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

左側の保険者数の推移なんですけれども、こちらは国保の年間の平均の保険者数になります。所得階層別の人数に関しましては、一度でも国保の資格を取得した人は含まれてきますので、当然、今、取得を喪失した方も入ってくるということになりますので、右と左ではちょっと人数が相違してるということになります。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

了解しました。そこで所得の平均が101万6,488円ということだと思います。それと比較する意味で保険税の1人当たりの平均というのは出てましたっけ。あれば教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

1人当たりではなくて世帯当たりになるんですけれども、1世帯当たりの保険税額が、医療分で11万5,453円、支援分が3万2,076円、介護分が3万1,268円となっております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

28年度の滞納繰越分のところで、収納率が一般の合計が13.96から19.17と一定上がってる部分がありますんで、一定の努力の成果かなというふうな思いもするんですけども、この辺の背景が分かれば少し教えていただきたいというふうに思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それにつきましては、機構改革等により収納推進課の方に国保税の方も移りましたので、専門指導員の支援を受けたりとかしながら徴収率が上がったと考えております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

するともう滞納分については、健康保健課はタッチしてないというふうな形ですか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

全て収納推進課の方をお願いをしております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

不納欠損の方はどういうふうに対応されてるんですか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

不納欠損につきましても、収納推進課の方をお願いしております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

不能欠損159件となっておりますけども、この159件についてはどういう状況かというの、もう収納推進課しか分からないという形でしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

不納欠損につきましては収納推進課より内訳表というのを毎年いただいております。その中で、どういった理由で時効を迎えたかっていうのも記載をしております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

是非中身をお願いします。

○委員長（西岡克之委員）

中身も。

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

1番多い時効理由といたしましては生活困窮です。そして次に多いのが国外転出、海外の方が入って来られてそのまま転出をされたっていうのが件数でいうと54件ほどあります。生活困窮の方は94件になります。それとあと行方不明の方が10名です。その他死亡の方とかという形になっております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

収納推進課の方に滞納の分は収納されてるということで、なかなか分からないところがあると思うんですけども、もう分からなかったら分からなかったで結構ですけど、私は税の未納の関係で、やはり今全国的に当たり前のようにされてる、この差押えでの徴収方法が果たしてどうなのかという部分、確かによく言われる悪質滞納者といわれる部

分については一定のそういう制約が必要かなというふうに思うんですけども、先程の所得の状況を見ると、はたして悪質というふうに見えるかどうかというところがあるので、この部分についてはどういう対応をされてるのかなと、分からなかったら分からなかったで結構ですんで、お答えがいただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

具体的に健康保険課の方ではつかんでいないという状況になります。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

19ページの第三者納付金についてですけれども、先程不法行為という説明がありましたけれども、これは何件分とかその内訳みたいなのが分かれば教えて下さい。

○委員長（西岡克之委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

件数は9件分というふうになっております。全て交通事故によるものです。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

税の方で、現在加入者世帯が平均で5,226世帯ということですが、軽減を受けてる世帯、28年度で何世帯になるか教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

28年度の状況で、軽減対象者数が7割軽減が1,785名、5割軽減が1,382名、2割軽減が1,401名、合計で4,568名という状況になっております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

先程保険税の平均が世帯でしか分からないというふうに言われて、この軽減は人数で出てくるって、どういうふうに見て、軽減世帯数では出てこないんですか。

○委員長（西岡克之委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

先程人数で申したものと基準日がおそらく違うんですけども、今手元にあるものでは

2,759世帯が軽減対象になっております。

○委員長（西岡克之委員）

それでは歳出のほうに移りたいと思います。歳出の方で質疑のある方、どうぞ。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

20、21の一般管理費の委託料でレセプト点検委託料がものすごくマイナスになったと言ったのですね。会社か何か変えたということだったけども、それでひどく差が出たんですか、変えただけで。やり方が変わったとか、その内容をお願いします。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

平成27年度まではダイヤモンドスタッフの方に委託をしておりまして、2人ほど来ていただいていた。28年度からは国保連合会の方に委託を変えましたので、その分の差額ということになっております。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

事業所を変えただけで、そんなに安くなったわけですか。やり方が、単価が違うとか、そういう中身はわかりますか。会社変えただけで。そこ、もう一回中身について。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

点検の方法等については、そう大きな差は無いと考えております。ただし発見率とか、やはり国保連合会の方が高いというのもありますし、県内で見ても連合会に委託をする市町が多いというのもありましたので、長与町の方も変更をしております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

少し関連しますけど高額医療費点検委託料、これは予算の時に聞いたらダイヤモンドスタッフだということですよ、委託先が。そうすると、ここも委託を変えることで一定委託料の減額ができたんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺はどのように考えてらっしゃいますか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

高額の方につきましては、委員が言われたとおりダイヤモンドスタッフに委託して、

委託点検とともに国保のレセプトの他の点検というのも併せてさせていただいております。そういうのを考えますと人間的にも非常に大切だと思っておりますので、今のところ委託先を変える予定はありません。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

じゃあレセプト点検委託料を変えた要因というのは何だったんですか。そこがちょっと分かればと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

委員の聞かれてる内容は、高額を残してなぜ一般だけを国保連合会に移したのかということだと思うんですが、それにつきましては、点検の数が一般の方がかなり多いというのがありますし、国保の財政の方から考えましても連合会に委託した方が効果が大きいと判断をして、一般の方は移させてもらいました。ただし先程も言いましたように、高額の方はレセプト点検以外の仕事というのでもかなりしていただいているという現状がありましたので、そこも継続させるために引き続き委託をしております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

細かく聞いて申し訳ないですが、レセプト以外の仕事というのはどういう仕事になるんですか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

レセプト以外の仕事といたしましては、国保の保険証とか、そういうのもありますし、あと他の点検、そういうのも併せてさせていただいているというのが現状です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

23ページのコンビニ収納手数料というところで、コンビニ収納を始めてからずっと伸びてるのか、その推移を教えてくださいのと、もう1つ、滞納整理システム改修業務委託料というのは、どこに委託されてるのか、情報管理課との案分とおっしゃって、どこに委託されてるのか教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

まず最初のコンビニの収納状況の推移ですけれども、平成27年度が8,219件、平成28年度が1万587件収納しておりますので、2,368件増という形になります。それと滞納整理システムですけれども、これは情報管理の方と案分をしております。委託先はNBCISに委託をしております。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

これを委託する時は入札をされたのか、そのまま随契でされてるのかお伺いします。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

こちらは改修業務ですので、元々滞納整理システムを導入したNBCISに1社随契ということでお願いしております。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

システムの改修ということなので、どんなところを改修されたのか教えて下さい。

○委員長（西岡克之委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

徴収一元化をする前は、滞納者の管理を各課ごとに税目ごとに管理をしておりましたので、それが一元化で収納推進課が全て管理することになった場合に、それぞれのデータが別個に管理されてたような状態になっておりましたので、それを同じ滞納者ごとに国保の滞納も住民税の滞納もある方とかも同時に管理する必要が出てきましたので、それを同時に管理できるような改修を行いました。そのうちの国保にかかる分を国保特会に出したということになっております。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

改修したことによって全部が分かって、ここは国保の分が分かるということで理解したんですけども、それによって収納率が上がったということがありますか。

○委員長（西岡克之委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

滞納者のデータを一元的に管理できることによって収納推進課が行う事務の効率が上

がっておりますので、それが収納率の改善にも結果的にはつながっていると思います。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

参考までに、先程コンビニ収納が出たんで、口座振替の件数はどれくらいですか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

口座振替の件数、世帯数でお示ししたいと思います。平成27年度は2,814世帯、平成28年度は2,756世帯ということで、58世帯の減になっております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

件数も分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

28年度口座の件数が2万296件です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

28年度は保険給付費で一般の療養給付費と高額療養費も27年度からすると減額された。いろいろ要因はあると思うんですけども、どのように分析されてるのか。説明いただきましたけど、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

減額の要因といたしましては、まずは加入者数が減ったということが大きいと思っております。それと医療費のどういった疾患が減ったかというのは一応分析をしております。大きいのが癌、4,000万ほど減額です。27年度から比較すると。あと大きいのが高血圧。これも2,200万ほど減額しております。それと肝疾患。これは5,100万減額です。これにつきましてはC型肝炎の新薬の薬価基準が下がりましたので、それが大きく影響しているかと思っております。それと疾病がその他と一括りにしてるところがあるんですけども、その他が1億4,000万ほど減額をしてる状況です。生活習慣病に係る先程の癌、高血圧、そういうのもかなり減少してるような状況になっております。ただこれが28年度だけなのか今後も続くのかというのはしっかり見ていきたいと

考えております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

1つ考え方をお伺いしたいと思います。平成30年度から県の意向がジェネリック医薬品の利用拡大をされると一定のポイントが付くというふうな、そういう説明を受けたんですけども、そういう部分で、そういう活用方法がされてるものなのかどうか、その辺の部分があれば教えていただきたいのと、もし今から検討されてるならばその検討されてる状況を教えていただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

ジェネリックにつきましては年に4回通知を今しております。通知の件数が28年度は1,005件通知をしておりまして、ジェネリックの利用率が67.8%になっております。県の統一化になると市町村の努力支援というところで、このジェネリックについてもポイントが入るような状況になっておりますので、今後とも引き続き、ジェネリックの通知とか啓発等には力を入れていきたいと考えております。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

先程の河野委員がちょっと触れたところで追加質問ですが、一般被保険者の高額で癌患者の分が減った、これは癌センターとか拠点の病院がいろいろできたところでそういった検診率も上がったというところなんではないでしょうか。それと肝疾患も、薬価基準が下がっただけなのか、検診率が下がったのか、そしてまた検診人数とか、そういったものが分かれば教えて下さい。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

先程言われました癌についてですけども、まず最初に受診率、健康保険課でしてます癌は、子宮癌、乳癌、肺癌、胃癌、大腸癌の5つになります。それぞれ5つの検診につきましては受診率は今横ばいという状況です。ですから医療費が下がったという原因の1つにはちょっと考えていない状況です。あともう1つ、薬価の点数が下がったので医療費が下がったということでしょうかという御質問ですが、癌に使われてるその薬が健康保険課の方でどういった薬が使われてるのかという具体的ところが分かりませんので、そこも関連しているかどうか分からない状況です。人数につきましてはレセプトの枚数になりますので、それぞれの疾患について人数の方は把握をしてない状況です。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

それではどこで分かるのでしょうか。例えば肝疾患における保険療養費、長与町では何人の方がその検診をされたとか、そういうこと。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

平成28年度の実績ですけれども、胃癌検診が875名、大腸癌検診が2,520名、乳癌検診が1,409名と視触診のみという方が411名の合計の1,820名になります。子宮癌の方が頸部のみが1,605名で頸部体部が87名となっております。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

31ページの特定健康審査等委託料ということで、西彼杵医師会にお願いして時津、長与の病院かというふうに思っております。その中で毎回、決算の時も予算の時も、長崎市まで広げられないかというお願いをずっとしているところがございますけれども、平成28年度の中で、その話し合いが何かされたことがあるのかお伺いします。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

平成28年度、長崎市、諫早市、長与町、時津町、2市2町で担当者レベル、課長レベルで話をして、長崎市の課長が市の医師会の方に出向かれて話をしていたんですけども、なかなか良い返答がいただけなかったというのがあります。それともう1つが、平成30年度から県になりますので、県の方でリードしていただけないかということで、連携会議の中では話が出ております。ですから多分30年度から実施する方向で県の方に働き掛けていくというのが今後の流れになってくるかと思っております。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

じゃあ28年は1回されたということで理解して、29年度も今後要望していくことで理解したらいいのでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

28年度は、課長でしたのが2、3回、連携会議の後とかにしております。担当者の

方も2、3回集まって話し合いをしています。29年度は、委員が言われるような考えでよろしいかと思えます。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

それでは31ページで私もお伺いしたいと思います。疾病予防ですけど、報酬のところで重症化予防指導員報酬、家庭訪問をしたということで、どれくらい家庭訪問をされて、効果の方があれば教えていただきたい。数と効果、あともう1つあわせて、8節の報償費の中でも訪問指導という形で多重受診の訪問指導をされてると、ここもどれくらいの訪問をされて、その効果というか成果があれば教えていただきたいと思えます。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

まず最初に重症化予防事業の実績なんですけども、疾患の方、糖尿病、高血圧、LDLコレステロール、慢性腎疾患、4つに疾病を分けて、対象者の方も基準を設けて絞っております。糖尿病の対象者が125名いらっしゃったんですけども、94名の方に訪問しております。高血圧の方は対象が117名いらっしゃって82名の方に訪問しております。LDLコレステロールが高かった方が94名いらっしゃって69名の方に訪問しております。あとCKD、慢性腎不全ですけども267名の方が対象で210名の方に訪問しております。その効果の方ですけども、まず糖尿病の方ですけど改善できたというのが53.3%あっております。高血圧の方が28%改善できております。次にLDLにつきましては効果の方を持っておりませんので、後で御報告します。CKDは31.6%改善している状況です。特にCKDの方は力を入れておりますので、状態がかなり悪い方で透析開始という方が3人という状況になっております。程度の軽い方は横ばい、もしくは改善ができてるという状況になっております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

8節の報償費で訪問指導謝礼の分ですけども、月に15日以上とか病院に掛かってらっしゃる方とか多受診が疑われる方について、75件の方に訪問指導等を行いました。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

重症化予防の指導というのは、数字を見る限りでは取り組めば効果が出てくるのかなと思えますんで、この辺については予算も増やして取り組む考えが、この先ちょっと難しい部分が出てくるかもしれないんですけど、そういう考えが無いものなのか、こういう実

績も含めて県へ、こういうところにも一定の配慮をしてもらうような要望も必要かなというふうに思いますけども、その辺が無いのか。多重受診についてはその効果の方がどうだったのか、そこまでなかなか見えてないのか。私がいただいた資料では、受診率としては長与町は高いらしいです。1番県下で病院に掛かる受診率というのは高い。ただ医療費等々になってくるとだんだん下がってくる、という意味では多重受診がどうかという部分ですけども、早目に病院に掛かることによって重症化しないという部分も多分あると思いますので、その辺はどう見てらっしゃるのかですね。その2つちょっとお答えしていただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

平成28年度の1人当たりの受診回数というのが、大体13.24回になっておりまして、県でも1番受診回数が多い町になっております。先程委員が言われたように、やっぱり早目早目に受診をしてもらってるというふうに考えております。そのために医療費全体というのは低くなってると思っております。

○委員長（西岡克之委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

追加で説明ですけれども、訪問指導の効果が上がってるかどうかというところなんですけれども、ちょっとお示しできるような数字は持ち合わせてないんですけれども、訪問を行っている看護師の話の印象では、月に何回以上とかたくさん受診をしていらっしゃる方のリストというのがあるんですけれども、同じ方が何度も上がってきているということで、その受診が適正かどうかというところについてはいろいろ判断が必要ではあるんですけれども、減らしていただきたいと思われる方が引き続き指導を行っていなながらも何度も上がっているの、目に見えて効果というのが上がっている感じではないということで看護師の方からは報告が上がっております。一応財源としては全額国の補助で行っておりまして基本的に持ち出しは無いんですけれども、今後効果があまり見えないということであれば、事業の継続については検討の必要もあるかなと考えております。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

もう1つ、県への働き掛けということで御質問がありましたけども、県の考えは保険

事業に関しましては、市町の特徴によって極め細やかにして下さいということがあっておりますので、それに沿っていきたいと思っております。ですから県の方に統一してというような意見というのは考えていない状況です。

○委員長（西岡克之委員）

質疑が無いようでしたら歳入歳出全般、実質収支のとこまで結構です。質疑のある方。安部委員。

○委員（安部都委員）

実質収支に関する調書の36ページを見ましても、やはり国保の残高が無い、基金も全然無いという状況で、平成30年度から県へ移行されるというところで、町に対しての影響というのはどのようなことが予想されるのか、今後国保税が上がるのか下がるのか、その辺り予想されることがありましたら教えて下さい。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

まず平成29年度ベースで、今皆さんに払っていただいている保険税よりも、モデルで考えると1万854円安い保険税になります。これはあくまでも29年度だけを計算した保険税になります。30年度につきましては、また今後かかる医療費とか、あと所得とか、そういうのを加味してもう一度計算がされます。それで年明けて長与町はいくらですという形で県から話があります。ですから今の段階で、また今年度と同じように1万いくら安くなるかという確約はできないという状況になっています。

○委員長（西岡克之委員）

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず反対討論ありますか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

議案第63号について反対の立場から討論いたします。28年度の決算を見る限りでは医療費の抑制がなされ、また疾病予防等々、特定健診も一定の成果があるというふうに見ております。ただやはり私は、この保険税の件では加入者の実態を見てもお分かりのとおり所得がかなり低い方々が相当の保険税を納めているという状態にあります。28年度は特に27年度からの繰上充用があって、その分の保険税が賦課されたというふうに思いますけども、やはり私はこの間ずっと申しましておるように、一般会計から繰入れも含めて検討すべきではないのかなと、やっぱり軽減も併せてそういうのがなされてないという状況では、加入者に過度の負担を押し付けているという状況にある決算においては賛成できないという立場から反対の討論といたします。

○委員長（西岡克之委員）

次に、賛成討論ありませんか。

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号平成28年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は御起立願います。

（起立多数）

起立多数。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で13時まで休憩をいたします。

（休憩 11時55分～12時59分）

○委員長（西岡克之委員）

それでは休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

議案第56号平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それでは、議案第56号平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして事項別明細書により説明いたします。6、7ページをお開き下さい。はじめに歳入でございます。4款1項1目繰越金は平成28年度決算による繰越金が確定したことによるもので、既定予算1,000円に63万5,000円を追加し補正後の額を63万6,000円とするものでございます。続きまして歳出でございます。10、11ページをお開き下さい。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は平成28年度の広域連合納付金の確定に伴うもので60万4,000円を増額計上しております。3款2項1目一般会計繰出金は平成28年度歳入歳出決算に伴う繰越額から広域連合納付金を差し引いた額を一般会計へ繰出すもので、3万1,000円を増額計上しております。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（西岡克之委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出一緒に行います。質疑のある方、どうぞ。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

歳出の方でお伺いしたいと思います。納付金が確定というふうに説明をいただきまし

たが、大体今の時期に確定するんですか。基本的なことをお伺いして申し訳ないんですけども、28年度の決算の繰越がほぼほぼここに入ってきてるわけですけども、それもあくまでも偶然的な金額になってるのか、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

歳出の2款2項1目広域連合納付金ですけれども、この内容は保険料として入ってきたものなんですけれども、平成28年度の保険料のうち平成29年の4月と5月に入ってきた保険料については、そのまま広域連合に納めるのではなくて、1回29年度の予算に繰越しをした後に29年度予算で保険料を広域連合に納めるものになりますので、確定をするのは5月の出納閉鎖が終わった段階で保険料の収納が締切られますので、その段階で金額が確定しております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そうすると、28年度の繰越が大体当てはまってくると、ほぼ近い数字がそういうふうに繰越されてくると見ていいんでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

そのように見てよろしいです。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑のある方、いらっしやいませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

議案第64号平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それでは議案第64号平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして説明いたします。決算書の説明に入る前に平成28年度の長与町後期高齢者の状況について説明いたします。平成29年3月末の被保険者数は4,674人となっており前年度と比較すると206人増加しております。それでは決算書の説明に入らせていただきます。歳入につきまして決算書の1、2ページをお開き下さい。1款後期高齢者医療保険料から5款諸収入までの収入済額合計額は4億4,452万9,598円で前年度比4.1%増となっております。なお不納欠損額は31万9,000円、収入未済額は約119万800円で前年度より不納欠損額は31万9,000円の増、収入未済額は70万1,100円の減となっております。次に歳出につきまして3、4ページをお開き下さい。1款総務費から4款予備費までの支出済額は4億4,389万3,196円で前年度比4.4%増となり、不用額は663万804円となっております。それでは歳入歳出ともに主な内容につきまして事項別明細書で説明いたします。まず歳入につきまして6、7ページをお開き下さい。1款後期高齢者医療保険料は3億6,023万2,000円で前年度比3.7%の増となっております。収納率につきましては現年度分が99.89%、対前年度比0.24ポイント増、過年度分が39.46%、対前年度比15.78ポイント減、保険料全体で99.58%、対前年度比0.03ポイント増となっております。2款使用料及び手数料は督促手数料318件分、現年度分258件、滞納分60件でございます。3款繰入金1項一般会計繰入金1目事務費繰入金は、広域連合共通経費と一般管理費と事務費の繰入金でございます。2目保険基盤安定繰入金につきましては、所得に応じて保険料を軽減する制度による保険料不足を一般会計から補填するもので、うち4分の3を県負担金として一般会計で受け入れています。4款1項1目繰越金は平成27年度決算による前年度繰越金です。8、9ページをお開き下さい。5款諸収入2項償還金及び還付加算金5,100円は、死亡、転出による保険料還付金を広域連合から受け入れたものになります。3項1目町預金利子は後期高齢者医療特別会計の預金利子です。以上が歳入です。

続きまして、歳出について御説明いたします。10、11ページをお開き下さい。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、ほぼ例年どおりの支出となっております。13節委託料は100万円計上していましたがシステムの改修がなかったため不用額として計上しております。19節負担金、補助及び交付金は長崎県広域イーサネットワーク回線利用に係る分担金です。2項1目徴収費1節徴収嘱託員報酬は徴

収実績 98 件、69 万 8,500 円となっております。12 節役務費はコンビニ収納が 27 年度から開始され 1,021 件の収納がありました。手数料 1 件当たり 56 円と消費税で 6 万 1,747 円支出しております。他はほぼ例年どおりです。2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金は前年度比 4.5% の増となっております。12、13 ページをお開き下さい。3 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付加算金は保険料還付金です。2 項 繰出金は平成 27 年度決算による一般会計への繰出金です。4 款 予備費の支出はありません。次に 14 ページ、実質収支に関する調書は御覧のとおりです。以上が後期高齢者医療特別会計の歳入歳出に関する説明です。なお別紙で主要な施策の成果に関する報告書を添付しておりますので御参照下さい。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（西岡克之委員）

説明が終わりましたので質疑を行います。

質疑のある方、いらっしゃいますか。歳入歳出、一緒に結構です。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

それでは歳入の保険料のところでお伺います。まず特別徴収と普通徴収の割合を教えてください。いただきたいと思えます。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

特別徴収と普通徴収の割合ですけれども、特別徴収が 61.9%、普通徴収が 38.1% となっております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

滞納繰越分ですが、これについては収納推進課の対応になっているということですか。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

滞納繰越分につきましては収納推進課の対応となっております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

不納欠損の理由、3 件ありますけれども、その理由をお願いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

不納欠損の3件につきましては、全て同一人物なんですけれども死亡ということでの原因となっております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

28年度の保険料の算出方法、均等割がいくら、所得がいくらを参考までに教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

28年度の保険料ですけれども、均等割額が1人当たり4万6,800円、所得割額が8.8%となっております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

保険基盤安定繰入金のところでは軽減対象になる件数はどれくらいなのか教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

軽減対象者数は2,579名でございます。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

歳出の件で、納付金の関係で質問したいと思います。ここが先程の補正での説明もそうなのかなとちょっと思ったんですけども、主要な成果に関する報告書4ページで納付金の内訳が書いてありますよね。保険料が3億6,162万8,300円と基盤安定負担金が6,832万5,432円、で、共通経費負担金ということでもありますけど、保険料のところを見ると収入済額が3億6,023万2,000円なんですよね。ここで差が100万ちょいあるんですけども、140万ぐらいかな。これが4、5月の保険料というふうな形で、ここには年間入ってくる保険料掲げるけども、実際4、5は翌年度に負担しているということで、この数字が合わないというような形で考えていいんですか。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

そのとおりでございます、4、5月分については翌年度に納付することになってお

りますので歳入と歳出が合わないということになっております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

大体140万ぐらいでしょうか。4、5月の保険料になるというふうに見て、これは実際、決算と関係ありませんけども、毎回この主要な成果を見て、この数字が違うのをいつもちょっと思ってたんで、これはせつかくですから、そこまで説明していただければ非常にその金額の差がなぜ違うのかというところが分かりやすいかなというふうに思っていますんで、是非そういうふうに検討していただけないかなと思うんですけども、お答えいただければ、いいです。要望しときます。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

還付未済額が1万6,300円、保険料還付が2万5,900円ということで、これどう見たらいいですか。実際、保険料としては還付は2万5,900円されたと。あと1万6,300円還付ができてませんと。1万6,300円についてはどこに出てくる数字なんですか。決算書にはもう出てこない数字ですか。そこはどういうふうになるんですか。教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

実際に還付したのが2万5,900円ということで、還付未済額は出納閉鎖の時点で1万6,300円残っておりました。この分につきましては29年度予算で既に還付しておりますので決算書には出てきておりません。

○委員長（西岡克之委員）

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私は議案第64号について反対の立場で討論いたします。後期高齢者医療特別会計決算では、本町の業務としては保険料を納めていただいてそれを納付するというふうな形の中で、決算書上に問題があるというわけではないと思いますけども、ただ制度上、やはり先程の質疑の中で明らかのように、加入している約半数の人が軽減対象だということとあります。そして均等割、所得割の説明もしていただきましたけども、所得割につ

いても現在の国民健康保険でさえ8%の状況だというふうに思いますし、それ以上の所得割が掛けられてという意味では、やはり非常にこの部分についても過重な負担ではないかなと考えます。更にこの制度上、高齢者が増え医療費が増える度に2年ごとに制度が改善されて保険料が必然的に引き上げられるというふうな制度でありますので、私はこの制度の問題として現在行われているこの事業そのものに納得できないという立場から反対の討論といたします。

○委員長（西岡克之委員）

次に、賛成討論ありませんか。

次に、反対討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は御起立願います。

（起立多数）

賛成者多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日の日程は、以上で終わります。本日の会議を閉じます。

これで産業厚生常任委員会を閉会をいたします。

（閉会 13時29分）

委員長